



「暮らしに役立つ勉強会」 発寒支店で開催

～相続・遺言問題を考えましょう～

7月15日（火）、発寒地区センターにおいて、発寒支店の主催により組合員20名にご参加いただき「暮らしに役立つ勉強会」を開催致しました。

平成27年からの相続税大改正を控え、節税や円滑な相続について本店相談部の職員が実例を交え解説し、出席した組合員の皆さんは熱心に耳を傾けておられました。また、贈与の仕方や遺言書の取り扱いについて等様々な質問がありましたが、その都度質問の受け答えを行なう事により談話形式の和んだ研修会となりました。



— 「暮らしに役立つ勉強会」の内容を以下の通り一部掲載致します —

《 現代相続事情 》

I 相続とは何か、「相続」の意味するところ

1. 法律では、財産の継承・分配のことしか定めていません（法定相続分）
 - ア. 相続の「相」とは、その家に備わっている「家風や徳」、「伝統」、「家の信用」などであり、これを次世代につないでいくことが相続であると考えます。
 - イ. 相続とは、実物財産を分割継承するだけでなく、その家に備わっている大切な伝統を継承することが大事だと考えます。
2. 自身の相続で考慮・配慮すべきこと
 - ア. 我が家の跡取り、後継中心者をどの子供、孫にするかの決定。
 - イ. 所有財産を現時点で評価、配分を検討し相続税を把握する。
 - ウ. 配偶者が経済的に安定した老後生活を送れるよう配慮する。
3. 相続対策の順序
 - ア. 円滑に相続する
相続人全員が納得し平穏に相続を済ますことを第一に考える。
 - イ. 納税資金の確保
納税資金の準備を考える（延納、物納は制度の仕組みが複雑）。
 - ウ. 節税対策
近年の税制改正で、多様な贈与の非課税制度が新設されています。ご家族の状況に合わせ早めの財産移転も考えましょう。

II なぜ相続争いが起きるのか

1. 自分（親）の考えを、後継者や相続人へ伝えていない。
2. 法律・社会的に個人の権利が守られている（法定相続）。
3. 「遺留分権利」の主張が顕著になった。
4. 不動産ではなく現・預金のみを相続を望む相続人が増えている。
5. 兄弟姉妹間の経済事情。 — 「貧すれば鈍する」

III 相続を円満・確実に実行する為の対策

1. 遺言書・エンディングノートなどで自分の考え、希望をはっきりと示す
→想いを伝える「付言書」を上手に活用する。
2. 生前贈与を積極的に実施し、相続財産を減少させる
→ただし、相続税の納税を考え贈与する事が大切です。
3. 生前贈与の記録を確実に残す
→あわせて、贈与契約書を確実に作成して保存する。
4. 相続人との家族会議、個別相談を通じ個々人の考え方を聞いておく

IV 遺言書を遺す

1. 遺言書は、必ず「公正証書」で作成する
「自筆遺言書」は、費用もかからず簡単に作成する事ができますが、民法に定められた通りに作成しないと遺言としては認められません。また、開封前に家庭裁判所の「検認」を受ける必要があります。
2. 遺言書で出来ること

ア. 相続財産の分割指定	イ. 遺言執行人の指定
ウ. 祭祀主権の指定	エ. 婚外子の「認知」
オ. 相続人の廃除	
カ. 「遺贈」による財産の分割（法廷相続人以外の者）など	

当JAでは「暮らしに役立つ勉強会」により、相続税・贈与税関係の様々な情報をお届けする事により組合員の皆様のお役に立てればと考えております。また、JAさっぽろ金融部遺言信託課では組合員の皆様の遺言書作成のサポートを行っておりますのでお気軽にご相談下さい。